

過労死防止学会第5回大会・分科会

ダブルワークでうつ病を発症

セルフ式ガソリンスタンド危険物保安監督者うつ病発症事件

令和元年5月26日 原告 恩塚 弘太郎

1. 私は、平成25年3月22日、バンセイヒューマンリソース株式会社に入社し、大器株式会社へ派遣され、業務委託先である東洋石油販売株式会社と株式会社 ENEOS フロンティアが経営するセルフ式ガソリンスタンドにおいて、危険物保安監督者夜間監視員として勤務を開始しました。私の主な業務内容は、監視業務、清掃業務、接客業務、スタンド運營業務でした。

2. 平成26年1月31日、突然、私はバンセイヒューマンリソース株式会社の都合により、同日付けで会社を退職扱いとされ、翌日からは、大器キャリアキャスティング株式会社へ直接雇用されることとなりました。この異動により、私は、今までどおり、業務委託先のガソリンスタンドで危険物保安監督者夜間監視員として勤務をし続けることになりました。

その後、私は、同年2月23日から東洋石油販売株式会社の契約社員としても、勤務をすることとなり、ダブルワークが始まりました。その結果、唯一の休日であった日曜日と同じガソリンスタンドで働くことになりました。

3. その様な中で、私は、月に100時間を超える時間外労働に晒され、1月27日から同年7月2日まで157日間にも及ぶ連続勤務を強いられました。

また、上司からは、様々な嫌がらせを受け、暴言や罵声を浴びせられるなどのパワーハラスメントも受け続けました。

その結果、私は、ダブルワークによる長時間労働と連続勤務、さらには上司からのパワーハラスメントが原因となって、抑うつ気分、意欲の低下、不安 焦燥感、不眠、食欲不振、全身倦怠感、頭痛、肩こり、左上下肢のしびれなどの症状が出現し、ときには幻聴や幻視も出現するような状況になり、7月1日に心療内科医を受診することになりました。にもかかわらず、6月26日には6時間、7月2日には深夜に5時間にもわたって、「業務指示書」への署名押印を強要されました。私は、気分が悪くなったため、上司に救急車を呼んで欲しいとお願いしましたが、無視され続けました。

私の体は悲鳴を上げ、息苦しさ、不快感に加えて、死にたい、消えてしまいたい、遠くへ行きたいといった希死念慮を強く感じるようにもなりました。その日は、休みを取りたいと伝えたにもかかわらず出勤を命じられ、勤務後の同年7月3日にはさらに病状が悪化することになりました。

4. 7月3日以降、症状が悪化したため、私は会社を休業せざるを得ませんでした。その後、同年6月30日付けで東洋石油販売株式会社を解雇され、翌年3月31日には、大器キャリアキャスティング株式会社から、未だ療養中であることを理由に雇止めをされるに至りました。

5. 平成 27 年 3 月 12 日、大阪中央労働基準監督署長に対し、労災申請を行ったところ、同年 11 月 30 日付けで、労災認定を受けることができましたが、いま現在も療養を継続中です。

私が発症した精神疾患は、長時間労働での精神的・肉体的疲労とともに、職場での日常的なパワーハラスメントに晒されたことが原因です。

6. 民事訴訟の提起

私は平成 29 年 6 月 13 日、大器キャリアキャスティング株式会社と中央石油販売株式会社（東洋石油販売株式会社を吸収合併した会社）の両社を被告として、休業損害や慰謝料等を求める民事訴訟提起し、現在闘っています。

7. 民事訴訟に対する思い。

①長時間労働と連続勤務について

大器キャリアキャスティング株式会社と中央石油販売株式会社は、私が労災になった原因を認めて、二度と同じような事態が起こらないようにして欲しいです。私は、被告らから、休業を余儀なくされるまで、殺人的な長時間労働と 157 日間以上に及ぶ連続勤務を強要されました。しかも、ダブルワークによる残業代も未払いとなっています。今でも、私は、上司から指導とはほど遠い怒声を何度も浴びせられていた様子を思い出してしまい、悲しくて胸が苦しくなります。私は、このような症状から、死ぬまで一生逃れることができないのです。今回のような事件を深く受け止めてもらい、長時間労働のない労働環境が整った職場に改善することを強く希望します。

②雇い止めについて

正社員であれば労災療養中は解雇できないはずですが。しかし、被告らは、私が有期の契約社員であることを利用して、私が労災で療養中であるにもかかわらず、期間満了により契約を終了すると通知してきました。このような雇い止めが認められてしまえば、有期社員の場合、労災療養中でも期間満了という会社の都合だけで、労働者を退職させることができてしまい、労災が原因で休業を余儀なくされた場合であっても、労働者が職を失ってしまうこととなります。有期社員でも、労災で療養中に職を失わなくて済むようにしていただきたいと願います。

8. 行政訴訟の提起

また、前述のとおり私は労災認定されましたが、私の休業補償給付の給付基礎日額は、大器キャリアキャスティング株式会社から支払われていた給与のみに基づくもので、東洋石油販売株式会社からの給与分については算入されていません。

現在、様々な事情でダブルワークに従事する労働者が増加し、また政府も「働き方改革実行計画」でダブルワークを推奨しています。そのような状況の中、ダブルワークに伴う長時間労働・過重労働で脳・心臓疾患や精神疾患を発症しても、1社の給与分のみの給付基礎日額となると、安心して働きません。ましてや私の場合、同じ職場で再委託先と委託元

という密接な関係のある2社から指揮命令を受けていました。それにもかかわらず、片方の会社の給与分が算定されないことにどうしても納得がいきません。

そこで私は、平成30年11月15日、国（大阪中央労働基準監督署長）を被告として、給付基礎日額の変更を求める行政訴訟も提起しました。

9. 裁判を起こしても、私の病気が治るわけではありませんが、間接雇用や不安定雇用の広がりの中で、私のようにダブルワークによる過重労働によって発症した場合にも正当な補償がされないと、安心して働き続けることができません。裁判所には、公正な判断をしていただきたいと思います。

（中央石油販売株式会社は、平成31年4月1日付で新社名「株式会社 ENEOS ジェネレーションズ」に社名を変更しました。）

以 上